

# 平成29年6月定例会 常任委員会

## 土木委員会

委員長名	矢吹貢一
委員会開催日	平成29年6月29日(木)
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 大場秀樹 宮本しづえ 今井久敏 宮下雅志 亀岡義尚 遠藤忠一 小桧山善継



矢吹貢一委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・13件  
：承 認・・・1件

[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)

### ( 6月29日 (木) )

宮本しづえ委員

まず、復興住宅の買い取りについて、5件あるが、1戸当たりの平均単価で計算すると、特にCLT工法の住宅が際立って高い気がする。本県ではCLTを推進する県を挙げての運動を進めてきた経過があるが、このCLT工法でやるところが高くなるのはどのような事情によるものか。

復興住宅担当課長

CLT工法はまだ新しい工法であるため、建設費は高いと聞いている。

今回復興公営住宅を建設するに当たり、建設費の補助上限を上げられないか国土交通省と協議してきた。その結果、試作住宅という新しい取り組みに対して補助金を上乘せできる既存の制度であるが、1戸当たり163万円を特例的に加算できる制度を活用してもよいとの回答があったので、建設費について1戸当たり163万円を上乘せしている。

宮本しづえ委員

ほかの住宅と工法が違うこともあると思うが、ほかの住宅の1戸当たりの建築の契約金額だと2,500～2,700万円程度なので、163万円をプラスしたとしても少し高い気がする。私は今までURが高いとずっと言い続けてきたが、URでなくても少し高い気がしており、県内の業者にやってもらうので、初期の契約の段階でもう少し金額が少なくなってもよかったですのではないかと。今後、精算の段階で最終的な歩どまりが出てくるので、今の段階では何とも言えないところはあるが、極力そのような方向で努力してほしい。よろしく願う。

それから、県営住宅について、3～4月に避難解除された地域を優先入居扱いにすることが条例に出てくる。これはこれで優先入居はよい。本会議で高野議員からも指摘があり、前回の委員会のときにも述べたが、避難解除されて残っているのは帰還困難区域だけである。早く避難解除された地域の方々が、今、復興住宅の入居資格がない状態になっている。

こういう県営住宅の優先入居の扱いは扱いとしながらも、早く避難解除された地域の方々が入居できるように、新しい住宅を早く有効活用する対策をとったほうが、避難者にとってはより好ましいし、望んでいるところだと思う。復興住宅は今のところ優先入居の対象にならない扱いだが、これを何とかできないか。

#### 建築住宅課長

委員指摘のとおり、本会議で質問があり答弁したとおりであるが、確かにそういった声を聞くことは事実である。ただ、今帰還困難区域だけではなく、大熊町と双葉町についてはまだ全域が避難指示区域となっているので、それらの区域の方々の意向を確認し、また、国や市町村とも調整しながら、ふるさとへの帰還や入居者の意向の変化によってあきが出た場合は、入居者対象の拡大に向けて検討していきたい。

#### 宮本しづえ委員

ぜひそういう努力をしてほしい。これは一般的事項にもかかわると思うが、今帰還困難区域で残っている人の中で、希望者が一体どれぐらいか、見込みは大体もうわかるのではないか。そこはまだわからないのか。

#### 建築住宅課長

本来、復興公営住宅4,890戸の建設を計画したときに、そういった意向の数を積み上げて建設している。我々は、今避難指示が出ている地域の方々を対象にずっと募集してきており、避難指示区域が外れれば応募できなくなることもアナウンスしてきているが、まだ仮設住宅、借り上げ住宅の供与期間は続いているので、態度を決めかねている避難者も多々いると思っている。そのためなかなか仮設住宅、借り上げ住宅の実数を把握することが難しい状況もあり、その辺のところが見えてくればできるかもしれないが、現状ではわからない。

#### 宮本しづえ委員

なるべく早くつかむよう努力願う。

訴えの提起の件について、調停を経て、今回は訴えの提起まで来たということだと思う。この訴えを提起する主たる理由はどこにあるか。

#### 建築住宅課長

今回は、訴えの提起2件を議案として提出している。

議案第27号は一度民事調停を行っているが、その後も滞納が続き、納入指導によってもなかなか支払ってもらえず、調停事項違反であるため今回訴訟としている。

議案第28号については滞納もあるが、それ以前に不正入居であるため訴訟に踏み切りたい。

#### 宮本しづえ委員

不正入居は正されなければならないが、いつの段階でどのように把握し是正していくかの県としての取り組みも非常に重要だったのではないか。この事例に限らず、同居人が入ったが報告されていないなどの事例は結構ある気がする。このようなことについては、毎年入居状況の報告を受けると思うが、その段階で把握することは難しいのか。

#### 建築住宅課長

毎年、翌年度の家賃を決めるための収入申告をもらっており、そのときに入居状況もあわせてもらっている。ただ、そこで不正が行われてしまえば、復興公営住宅を含めて1万戸以上ある中で、本当にその人が住んでいるかを一人一人確認

することはなかなか難しい。提出された収入申告やふぐあい等のことで指定管理者がその団地に時々行くこともあるので、その中で確認できる範囲は確認することで続けていきたい。

#### 宮本しづえ委員

明け渡しを請求することになるため、一番心配するのは、次の住む場所がどうなるのか、その中で家族構成など本当に追い出して大丈夫な状況なのかであるが、その辺の確認はどうか。

#### 建築住宅課長

これが議決されて、すぐあした出ていけということではない。我々の事務処理や提訴後の裁判所の手続もある。早くとも4カ月、通常であれば5、6カ月はかかるので、その間に入居者と十分話し合いをして、新たな場所を探してもらおう。場合によっては相談に乗ることもあるが、すぐきょう、あしたということではないので、その中で対応したい。

#### 宮下雅志委員

福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針について聞く。前年度の事業としてかなり力を入れて進めてきたと認識している。5月に整備指針ができたとのことであるが、本県は震災後、再生可能エネルギーの先駆けの地として、かなり積極的に導入を図っている。県有建築物についても、仮設住宅や復興公営住宅にも再生可能エネルギーの導入をできるだけ行い、省エネ技術をしっかりと織り込んでいくことで進めてきたが、この整備指針の施策体系の中での位置づけと概要、どういった内容なのか、また、特にアピールすべき点があればその辺を聞く。

#### 営繕課長

委員指摘のとおり、ことし5月11日に福島県再エネ・省エネ推進建築整備指針を策定し公表した。

内容としては、県有建築物について省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入を率先して行っていくための目標を定めている。具体的には、さまざまな仕様の組み合わせにより、従来の建設コストの範囲内でエネルギー消費を法令基準値よりも最大で50%程度抑えた数値の達成を目標として進めることとしている。

具体的には、事務所、学校の新築や大規模改修などを進める際に取り組んでいく。

関連する計画については、上位計画として福島県地球温暖化対策推進計画や福島県再生可能エネルギー推進ビジョン等があり、県有建築としてそれを推進する上での計画という位置づけである。

#### 宮下雅志委員

エネルギー消費量を評価する指標B E I及び屋根、壁、窓などの外皮の性能を評価する指標P A Lの2つを活用し、県有建築物の新築、改築、増築について数値的にクリアするとのことである。今課長が述べた法令基準、建築物省エネ法の2,000㎡以上は1.0以下という基準の最大5割ということで、表に載っている0.8や0.75などはその基準からの数値と理解してよいか。

また、県内の地域を3つに分けて、その地域ごとに効果がどの程度上がるかの基準にもなっているが、1つ疑問に感じたのは、奥会津地域や喜多方市北部などの雪の多い地域と浜通りの南相馬市あたりが同じ評価となっている。これは、雪の活用もそこに含まれているのではないかと考えたが、その辺を聞く。

#### 営繕課長

委員指摘の数値目標については、法令基準値で1.0という基準が定められており、その数値よりもより性能のよいものを導入し、省エネ性能を上げるということで、低いほうがより性能が高い数値となる。

地域については、法令で地域ごとに区分が決まっており、それに基づいて今回の数値設定をしている。

宮下雅志委員

もう一つは、その数値目標の設定の経緯である。直近に設備整備した相馬港湾建設事務所、県庁北庁舎、県立平商業高等学校南校舎、県立安積黎明高等学校北校舎の4施設で詳細に170万通りシミュレーションしてきたと報告されているが、そのシミュレーションの中から最適な組み合わせを選んでこの数値目標を設定したとの理解でよいか。それとも例えばこれから増築、改築する建物によって、そのシミュレーションの条件が変わる場合にはその組み合わせにするなど柔軟性を持った対応をするのか。

宮緒課長

委員指摘のとおり、直近でつくった建物が4棟ほどあり、それらをモデルにシミュレーションし、その中で対応可能な数字ということで今回の数値を設定した。

宮下雅志委員

そうすると、予算なども含めてこれなら対応可能だというものをピックアップし、それをシミュレーションしてきたということだと思う。

増築、新築、改築の際に、そのシミュレーションとしてこのBEIやPALという数値を出す。BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）評価では既存の建築物についてもBEI値を5段階評価することのだが、例えば、現在の本庁舎のBEI、要するに、エネルギー消費量がどのように評価できるか、また、屋根、窓、壁などの外皮の現状がどうなっているかは確認しているか。

宮緒課長

県の本庁舎、西庁舎も含めて総務部所管であるため、我々はそのままで把握していない。

宮下雅志委員

この指針を活用するに当たり、多分ここが本体になると思うが、各部局との連携を図ってどのような形で導入、推進していくかも内容に記載されている。例えばBELSプレートは昨年4月から開始された制度でまだまだ新しい基準であることは理解するので、その辺の各部局との連携を今後どうするのか。

また、民間へも積極的に導入を推進すべきと感じている。例えば、一方で県の事業として福島県省エネルギー住宅改修補助事業があるが、補助条件としてこの指針を活用した中で、そういった指標等をクリアすることを条件にしていく導入方法もあると思うが、その辺の民間に対する導入方法について聞く。

宮緒課長

他部局との連携について、今回こういった指針をつくるに当たっては、他部局等から意見を得ながら定めている。なおかつ、これを策定したので、今後の施設整備に当たっては、そういった連携を進めながら整備を目指していきたい。

2つ目の民間への波及であるが、この指針については、当然市町村を初め民間の建物に対しても十二分に活用できる部分があるので、ことしの夏から秋にかけて、県内各方部で開催するこの指針の説明会を通じ、民間等への波及を図っていききたい。

宮下雅志委員

私はこれを見て、省エネ技術や再エネの考え方を具体的にどのように推進していくか、ある意味非常に画期的な指標ができたと感じているので、ぜひこれを生かし、県有建築物の再エネ、省エネや県内の民間の建築物も含めて、積極的な導入、利用を図ってほしい。要望である。

宮本しづえ委員

1つは、本会議でも同僚議員が述べたが、復興住宅の家賃については来年3月まで賠償の対象となっている。東日本大震災の家賃低減制度を適用し、発生した家賃について賠償の対象となる仕組みだと思うが、現在の東日本大震災による国の家賃低減対策の適用率はどれぐらいか。

建築住宅課長

特1～特4の4段階に分けて適用になっているが、トータルで約76%の方が対象となっている。

宮本しづえ委員

76%とのことで8割近い。宮城県も大体8割とのことなので、ほぼ同じ適用率だと思う。

来年4月以降は、この適用状況で本人の家賃負担が発生することであるが、この間の本会議で県は独自の家賃軽減策を持っており、適用は可能であると答弁している。今の基準だと、一番低い家賃の基準のさらに4分の1までしか減免されないのも、もっと収入の低い人について言えば、県の減免規定だと本人負担が1,000円ということも可能になる。そのため、その適用をしながら積極的に家賃の軽減策を図るという周知徹底が必要ではないか。個別に全部審査をしないと出てこないと思うので、ここの周知徹底を今のうちからしっかり準備する必要があるのではないか。この辺の準備状況、考え方、県の対応について聞く。

建築住宅課長

現在までも減免については募集案内や入居のしおりに記載して案内している。

今後についても、来年度の家賃額を各入居者に通知するので、その通知書の中でそういう制度があることもあわせて周知を図っていきたい。

宮本しづえ委員

今実際には本人の負担になっていないので、家賃についての負担感は多分余りないと思う。ただ、来年4月以降になれば精神的賠償がなくなり、収入はなくなるが家賃負担が出てくることになるので、生活状況は激変すると私は思っている。そのため、さまざまな制度を使いながら支援策を講じていく必要があると思うので、単なる一般的なお知らせにせず、個別的な対応をしっかりとってほしい。この個別対策の強化は、今の段階では要望としておく。

それから、復興住宅の集合住宅にポストがあり、あけるための鍵がついている。その中に暗証番号で鍵をあけて郵便物をとるものがあるが、高齢者がそれを覚えられずにポストをあけられないことがあるそうである。個人情報をしっかり保護する目的ではよかったが、高齢者にとっては使い勝手が悪いので、そのようなところについては今後、個人の希望も聞きながら対応したほうがよいのではないか。そのような苦情はないか。

復興住宅担当課長

個人のポストの鍵については、現在整備しているところは暗証番号の鍵はつけておらず、個人が鍵をつける状況である。ただ、当初のものについて暗証番号のものがあるかもしれないので、それについては調べて対応したい。

宮本しづえ委員

初期段階ではあったとのことなので、そのようなところについては個別的に本人の希望も少し聞いてもらえるとよいと思う。

それから、最近国で仮設住宅の設置基準の改正があり、これから設置するものについて適用するとのことであった。特に帰還困難区域について想定されるが、これからも長期に避難が継続されると思われる現在の仮設住宅の入居者で、狭い、荷物が結構ふえてきたなどの世帯があると思う。かなりあきが出てきており、せつかく国の基準改正もあったので、有効活用の点から、荷物の置き場を確保するといったことで少し便宜を図ることを考えてもよいのではないか。そのような対応は結構進んでいると考えてよいか。

建築住宅課長

国からの通知は、東日本大震災を受けて従前の仮設住宅の基準を引き上げるものであり、我々が今つくっている程度のものになってきたと理解している。

委員指摘の件について、直接的な要望は受けていないが、もしそのような希望があった場合、扱いをどのようにするかは、内閣府とも打ち合わせをしてからでなければ返事ができない。

宮本しづえ委員

内閣府の許可がないと無理ということか。仮設住宅の管理は県だが、そこまで内閣府との協議が必要なのか。そこはもう一度確認する。

もう一つ、4月に入って、二本松市の仮設住宅でも9月いっぱいまで退去してほしいとの話が出され、避難者の間で大変な問題になった。県が二本松市から土地を借りて仮設住宅をつくる関係であるため、二本松市から県に対してどのような要求が出てきており、県としてそれにどのように対応するのか。これは浪江町と二本松市の関係のようになっているが、実際に仮設住宅の管理責任は県にあるので、二本松市から県にどのような土地の返還の要求があったか、まずそこを確認したい。

建築住宅課長

前段の内閣府との話であるが、どの辺まで内閣府との協議が必要か、県だけでできるものかなども含めてそこは検討したい。

後段の二本松市の話であるが、グラウンドなどの土地を今仮設住宅に使っている部分もある。その辺については、早く復旧してグラウンドとして使いたい意向を市としても持っていると聞いているが、今住んでいる浪江町の方を早急に無理やりどうこうということまで県に対して要望が来ているものではない。浪江町だけの問題ではないが、一方で浪江町としては、だんだん人が減っていく中で、防犯や防災面の安全性を考え、できるだけ早い段階でそこを解体することによって防災、防犯面はある程度解決するとの考えも持っていると思う。この前の説明会ではあくまでもその説明をしたということであり、入居者の考えを丁寧に十分聞き取った上で納得して引っ越ししてもらえるならそれでもよいし、またそうでなければ、十分に話し合った上でということになると認識している。

宮本しづえ委員

二本松市としては無理やり返してくれと言っているわけではないとのことであり、そうであれば県としても、町と住民との関係で誤解がないようきちんと中に入って調整すべきである。引っ越しはとてもエネルギーが必要で大変であり、しかも入居しているのは高齢者が多いため、余り入居者の負担とならないよう対応してほしい。ぜひ県としてもその辺の調整をしてほしいのでよろしく願う。

それから、先ほど議案の中で住宅の買い取りのことを述べた。新たに買い取り住宅で精算が済んだものについて、また資料として提出してほしいのでよろしく願う。

復興住宅担当課長

買い取りによる復興公営住宅の工事費については、前回の土木委員会でも提出している。それ以降新たに完了したものは2団地であり、それを含めた資料は作成することができる。資料提出の可否については委員長に願う。

矢吹貢一委員長

ただいま宮本委員から資料要求があったが、執行部では提出できるとのことであった。

それではお諮りする。ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

矢吹貢一委員長

異議ないと認める。いつまでに提出可能か。

復興住宅担当課長

作成時間があるため、7月3日までには準備できる。

矢吹貢一委員長

それでは、4日の採決委員会開催時に資料を配付願う。

今井久敏委員

水害対策でタイムラインの話になるが、国土交通省が6月20日に2021年度までの5年間で取り組む水害対策の推進計画をまとめ、氾濫のおそれがある全国1,562の中小河川を対象に地方自治体の行動計画、タイムラインの策定を求めるとの報道があった。現在の本県のタイムラインに対する取り組み状況を聞く。

河川計画課長

タイムラインの策定については、水防法改正に伴い、現在、8建設事務所単位で設立した水災害対策協議会において、その取り組みの一つとしてこれから取り組んでいく。

タイムラインについては、作成する河川を今年度中に決定し、平成33年度までの作成を目指して順次進めていく。

今井久敏委員

今年度中とのことであるが、対応する河川数は大体どのような感じか。

河川計画課長

対象となる河川は、水防法上、水位周知河川等という位置づけであり、本県においては現時点で29河川である。